「北海道庁旧本庁舎条例(仮称)」(素案)について

1 条例の趣旨

- 北海道庁旧本庁舎(以下「旧本庁舎」)をこれまでの行政庁舎としてではなく、「公の施設」 (住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設)として位置付け、設置の 目的や事業、利用の手続き等を規定する。
- 旧本庁舎においては、指定管理者制度を導入し、道が指定する民間事業者に旧本庁舎と前庭 を一体的に管理させることにより、利用者の満足度向上や利用料金等での収益獲得による自立 性の高い施設運営を目指す。

2 これまでの経緯・考え方

○ 北海道庁旧本庁舎(赤れんが庁舎)保存活用計画(H29.3)や赤れんが庁舎リニューアル基本指針(H31.3)、また、これまでの道議会における議論等を踏まえ、リニューアル後の旧本庁舎の管理運営方法等について、次のとおり整理。

7) HO HEALD MAN (COVER OF THE LOCAL OF THE L							
区分	考 え 方						
管理運営手法・ 範囲	○指定管理者制度を導入し、建物及び前庭を運営範囲とする						
開館(公開)時間等	○開館時間:午前8時45分~午後9時						
	○休 館 日:12月29日~1月3日						
収益の確保	○入館料等の利用料金を設定						

3 条例(素案)の主な内容

(1) 設置の目的

歴史的な価値を有する建造物である旧本庁舎の保存、公開等を行うとともに、北海道の歴史、文化及び観光に関する情報を発信することにより、道民の文化の向上及び活動の促進並びに観光の振興を図る。

(2) 指定管理者による管理

旧本庁舎の管理は、指定管理者に行わせる。

- (3) 指定管理者が行う業務
 - ①旧本庁舎が行う事業に関する業務
 - ・旧本庁舎の保存及び公開
 - ・旧本庁舎に関する資料その他北海道の歴史、文化及び観光に関する資料の保管及び展示
 - ・旧本庁舎の施設及び設備(以下「施設等」という。)の一般利用
 - ②旧本庁舎への入館や施設等の利用、資料の貸出し等の承認に関する業務
 - ③施設等の維持管理に関する業務
- (4) 開館時間
 - ①開館時間 午前8時45分から午後9時まで
 - ②休 館 日 12月29日から翌年の1月3日まで
- (5) 利用料金

´ 旧本庁舎に入館し、又は施設等を利用する場合は、利用料金を指定管理者に納めるものとする。

※ 条例(素案)は別紙のとおり

4 今後のスケジュール

令和6年 4月 ~ パブリックコメントの実施(令和6年4月10日~5月9日)

6月(予定) 第2回定例会に条例案、債務負担行為の設定を提案

7月(予定) 指定管理者の公募開始

11月(予定) 第4回定例会に指定管理者の指定議案提案

令和7年度内(予定) リニューアルオープン

北海道庁旧本庁舎条例(仮称)素案

1 設置の目的

歴史的な価値を有する建造物である北海道庁旧本庁舎(以下「旧本庁舎」という。)の保存、公開等を行うとともに、北海道の歴史、文化及び観光に関する情報を発信することにより、道民の文化の向上及び活動の促進並びに観光の振興を図るため、旧本庁舎を設置する。

2 旧本庁舎が行う事業

- (1) 旧本庁舎の保存及び公開に関すること。
- (2) 旧本庁舎に関する資料その他北海道の歴史、文化及び観光に関する資料を保管し、及び展示すること。
- (3) 旧本庁舎の施設及び設備(以下「施設等」という。)を一般の利用に 供すること。
- (4) その他旧本庁舎の設置の目的を達成するために必要な事業

3 指定管理者による管理等

- (1) 指定管理者による管理 旧本庁舎の管理は、指定管理者に行わせるものとする。
- (2) 指定管理者が行う業務 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。
 - ア 2に掲げる事業に関すること。
 - イ 旧本庁舎への入館や施設等の利用、資料の貸出し等の承認に関すること。
 - ウ 施設等の維持管理に関すること。
 - エ その他知事が定める業務

4 管理の基準等

(1) 開館時間·休館日等

開館時間 午前8時45分から午後9時まで

休館日 12月29日から翌年1月3日まで

その他 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の 承認を得て、臨時に開館時間及び休館日を変更することが できる。

(2) 利用の承認及び基準等

ア 旧本庁舎に入館し、又は施設等を利用しようとする者(前庭にあっては、その一部を独占して利用しようとする者に限る。)は、指定 管理者の承認を受けなければならない。

- イ 指定管理者は、旧本庁舎の管理運営上必要があると認めるときは、 利用の承認に条件を付することができる。
- ウ 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、利用の承認をしてはならない。
 - ①利用の目的が旧本庁舎の設置の目的に反するとき。
 - ②公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
 - ③施設等を損傷するおそれがあるとき。
 - ④その他旧本庁舎の管理運営上支障があると認められるとき。
- エ 利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用の内容 を変更しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければなら ない。
- オ 指定管理者は、利用者が次のいずれかに該当するときは、承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。
 - ①この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
 - ②虚偽の申請その他不正な手段により利用の承認又は変更の承認を受けたとき。
 - ③利用の承認時に付された条件に違反したとき。
- カ 指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、利用の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。

(3) 特別利用の承認

- ア 旧本庁舎に関する資料(展示しているものを除く。以下「旧本庁舎資料」という。)の閲覧、模写、模造、撮影及び複写(以下「特別利用」という。)を行おうとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。
- イ 特別利用は、指定管理者の指示に従って行わなければならない。
- ウ 指定管理者は、特別利用の承認を受けた者が指定管理者の指示に 従わずに特別利用を行ったときは、その承認を取り消すことができ る。
- (4) 模写品等の刊行等の承認

旧本庁舎資料を模写し、模造し、撮影し、又は複写したものを刊行し、若しくは複製し、又は研究発表等に使用しようとする者は、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。

(5) 資料の貸出し

- ア 旧本庁舎資料は、博物館の長、図書館の長その他の規則で定める 者に対して貸出しをすることができる。
- イ 旧本庁舎資料の貸出しを受けようとする者は、指定管理者の承認

を受けなければならない。

(6) 指定管理者の指示等

指定管理者は、旧本庁舎の秩序の維持及び施設等の管理運営上必要があると認めるときは、利用者に対しその利用に関し指示をし、又は利用中の場所に従業員を立ち入らせ、利用の状況を調査させることができる。

5 利用料金

- (1) 利用者は、利用料金を指定管理者に納めなければならない。
- (2) 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- (3) 利用料金の額は、条例に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を受けて定める。これを変更しようとするときも、同様とする。
- (4) 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金の全部又は一部 を環付することができる。
- (5) 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

北海道庁旧本庁舎(赤れんが庁舎)改修事業について

1 事業の概要

赤れんが庁舎は、建物の内部・外部ともに劣化が進んでいたことから、令和元年12月 から耐震対策を含めた改修工事を進めている。

①保存修理工事 屋根の葺替えや壁の欠損部の修復、内装材の張り替えなど

②耐震改修工事 れんが壁に鋼材を挿入するなど、建物全体の耐震性を向上

③公開活用工事 各種設備機器の老朽更新や省エネ化、バリアフリー化など

④仮設工事 「素屋根」と呼ばれる仮設の屋根や仮設見学施設を設置

2 工事の進捗

保存修理工事

・屋根のスレートや銅板、室内天井のメタルシーリングなどを取り外 し、洗浄・美装や補修を行った上で、再設置

耐震改修工事

- ・地震時に建物の転倒を防ぐため、建物の基礎を地盤に固定するアースアンカーを設置
- ・れんが壁を削孔し、特殊な鉄筋を挿入して壁を締め付ける補強工事 が完了



仮設工事

- ・素屋根を設置し、周囲を赤れんが庁舎の外観を転写したシートで覆 うことで、景観に配慮
- ・令和4年8月に移設した八角塔の屋根や赤れんが庁舎の歴史、工事 の様子を見学することができる仮設見学施設を設置し、一般に公開



れんが壁補強

3 仮設見学施設の閉館

- ・仮設見学施設は、公開直前の令和4年10月3日に火災が発生し、 公開を延期した。
- ・令和5年5月6日から一般公開を行い、令和6年3月末までに約 12万8千人が来館した。
- ・工事の進捗に伴い、仮設見学施設内に展示している八角塔の屋根 を赤れんが庁舎に再移設・復旧するため、仮設見学施設や素屋根 を解体する必要がある。
- ・令和6年5月中旬には解体工事に着手する必要があるため、令和 6年5月12日(日)に仮設見学施設の公開を終了し閉館する。



施設内部

4 今後の取組

- ・壁や床の仕上げなどの補修や更新などの 保存修理工事、内部のエレベーターの設 置などの公開活用工事を進める。
- ・令和6年7月には、八角塔の屋根を仮設 見学施設から再移設し復旧する予定。
- ・赤れんが庁舎の魅力や工事の進捗について、引き続き情報発信に取り組む。
- ・令和7年2月の完成に向けて、安全に配慮しながら着実に工事を進める。

令和6年5月中旬

仮設見学施設、素屋根の解体着手

令和6年7月

八角塔屋根の再移設、 復旧

令和7年2月

改修工事完了



八角塔屋根の移設 (令和4年8月)

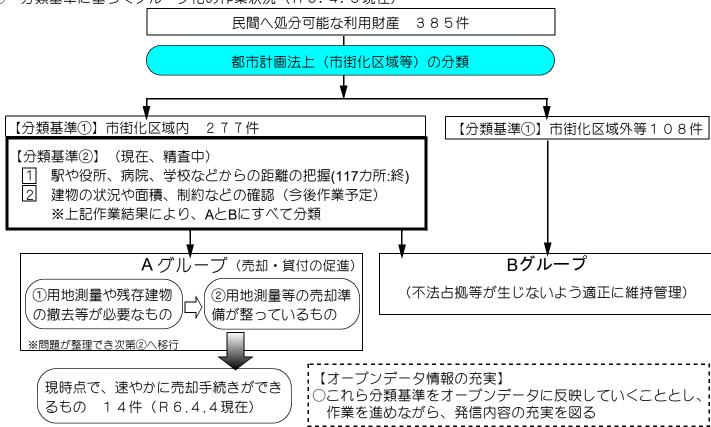
道有未利用地のグループ化に係る検討状況等について

○ 経緯

- R 4 有識者会議(第 1 回)において、「中長期的観点での戦略が必要であり、有効活用を考える上で土地の特性等により区分した個別対策が重要」との意見を受け検討を開始
- ・R5有識者会議(第2回)において、未利用地のグループ化の「基本的な考え方」について報告 【基本的な考え方】

民間への処分可能な未利用地の適切な取扱いに向けた分類化(未利用地のグループ化)の								
区分	分類基準①		取扱の方針					
市場性が高い 財産(民間需要 が期待できる 財産)	○都市計画区域内・市街化区域内	1 駅や役所、病院などいずれかの施設が近傍にあるもの(徒歩10分圏内) 2 建物付きの場合には、現状のまま使用できるなど円滑な利活用が期待できるもの	売却・貸付の促進					
(A)		・用地測量や残存建物の撤去等の売却準 備が必要なもの	用地測量や残存建物 撤去の促進					
市場性が低い 財産 (B)		1 駅や役所、病院などいずれかの施設が遠方にあるもの(徒歩10分圏外) 2 老朽化が著しい再利用困難な建物が残っているもの 2 面積が狭小なもの(100㎡未満) 2 急傾斜地等の土地利用上の制約があるもの	未利用状態が継続する可能性が高いため、不法占拠等が生じないよう適正な維持管理に努める。					
	○都市計画区域外 ・市街化調整区域 ・郊外の山林、原 野等であるもの							

○ 分類基準に基づくグループ化の作業状況 (R6.4.5現在)



○ 売却促進に向けたホームページの改善(別紙のとおり)

オープンデータの「未利用地一覧表」において、上記グループ化の成果を速やかに発揮するため、Aグループのうち売却の準備が整い、売却が可能となったものについては、随時ホームページ上で地図や画像等を添付するなどの手法により、情報発信の充実を図っていく。

令和6年4月4日現在

令和6年度 売却等予定物件一覧

【お問い合わせ先】 総務部イノベーション推進局財産課 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

No.	物件名	所在地番(クリックす るとgooglemapへリン クされます)	数量(m³)	建物の状況	その他	入札時期	現地画像	備考
1	旧砂川市晴見2条北7丁目公宅敷地	砂川市晴見2条北7丁目 68番85	412. 50	-	第一種低層住居専用地域/中央小学校徒歩10分	9月	Group	
2	旧深川地域保健部共済7号公宅敷地	深川市 6 条2962番27	363. 72	-	第一種住居地 域/深川市役 所徒歩5分、 バス停深川市 役所前徒歩5 分	未定		
3	旧深川保健所3-4号公宅敷地	深川市8条22番167	297. 92	-	第二種中高層 住居専用地域 /市立病院バス 歩3川東高 停深川東 前徒歩1分	未定	10 11 12	
4	旧深川文光町団地敷地	深川市文光町44番240	789. 42	-	第一種住居地 域/バス停深 川西高前徒歩 5分	未定		
5	旧朝曰駐在所敷地	岩見沢市朝日町50番23	132. 68	_	都市計画区域 なし/岩見沢 朝日簡易郵便 局徒歩1分	7月	Cus Cus	
6	旧道住緑町団地敷地	沼田町緑町1022番 4	2935. 09	-	都市計画区域 なし/JR石狩 沼田駅徒歩8 分	未定		
7	旧真駒内17-19(KZE·KFZ)公宅敷地	札幌市南区真駒内東町 1 丁目17番97	1486. 15	_	第一種低層住居専用地域/ 居専用地域/線 自第3分 自第3分 を が を が を が を が を が る が る が る が る が る が	未定		
8	旧浜益駐在所敷地	石狩市浜益区浜益334番	367. 26	_	都市計画区域 なし/石狩市 役所浜益支所 徒歩3分	未定	Coop	
9	旧石狩農業改良普及センター江別分室	江別市大麻元町154番4	3464. 37	事務所(S56築・延床 面積341㎡)、物置、 車庫あり	第一種中高層 住居専用地域 /バス停3番 通12丁目徒歩 1分	未定		

令和6年度 売却等予定物件一覧

【お問い合わせ先】 総務部イノベーション推進局財産課 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

No.	物件名	所在地番(クリックす るとgooglemapへリン クされます)	数量(m³)	建物の状況	その他	入札時期	現地画像	備考
10	旧苫小牧市明徳町公宅敷地	苫小牧市明徳町2丁 <u>目</u> 325番799、2295	560. 00	-	第一種中高層 住居専用地域 /バス停明徳 2丁目徒歩3 分	9月		
11	旧函館市鍛神交番敷地	函館市中道2丁目183 番7	63. 64	-	第一種住居地 域/バス停鍛 冶2丁目徒歩 3分	9月		
12	旧道営住宅第3向陽団地敷地	<u>釧路市益浦3丁目11番</u> 2	2140. 21	_	第一種中高層住居専用地域 イスーパ・トライアル 徒歩5分	7月		
13	旧釧路市興津2-2公宅敷地	釧路市興津2丁目103- 76	1419. 82	_	第一種中高層 住居専用地域 /興津小学校 徒歩10分	7月		
14	旧上野町公宅敷地	函館市上野町5番67	454. 02		第一種低層住 居専用地域/ パス停杉本新 聞店前徒歩5 分	未定		